

企画部における随意契約の実績 (令和7年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	交通政策課	令和7年度バス・モノレール半額実証事業検討業務	令和8年2月3日	29,986,000	令和7年度TDM施策推進業務 計量計画研究所・中央建設コンサルタント・ライテック共同企業体	東京都文京区後楽一丁目4番14号後楽森ビル12階	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、バス・モノレール半額実証事業の乗降データ等を取得し、今後の公共交通の利便性向上に向けた各種調査を実施するものである。</p> <p>本業務における乗降データは沖縄ICカード(株)が保有している。令和7年11月に沖縄県と同社との間で締結した「バス・モノレール半額実証事業専用OKICA発行及びOKICAに関する乗降データ提供委託業務」契約書の規定により、令和7年度TDM施策推進業務 計量計画研究所・中央建設コンサルタント・ライテック共同企業体において乗降データの借用が可能となっており、同相手方でなければ乗降データを活用することができないため。</p>	特命随意契約
2	交通政策課	地域循環バス等実証事業委託業務	令和8年3月30日	163,999,000	(株)中央建設コンサルタント・(株)ライテック共同企業体 ①(株)中央建設コンサルタント ②(株)ライテック	①沖縄県浦添市宮城五丁目12番11号 ②東京都新宿区市谷船河原町11番地	第167条の2 第1項第2号	<p>プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は実証実験の実現性について優れていることから評価が高いことに加え、1位につけた委員が多かったため、評価点を踏まえ総合的に判断し、契約の相手方として選定した。</p>	

企画部における随意契約の実績 (令和7年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	デジタル社会推進課	令和7年度 ガバメントクラウド運用管理補助業務	令和8年2月4日	5,208,500	株式会社沖縄エジソン	沖縄県那覇市字真地369番地	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、標準化法に基づき、県の生活保護システムをガバメントクラウドへ移行するためのガバメントクラウドのインフラ部分(仮想ネットワーク等)を設計・構築するものである。</p> <p>ガバメントクラウドのインフラ部分と生活保護システム(ASP)の仕様は密接に関連しており、移行作業を円滑に進めるには双方の緊密な連携が不可欠である。他事業者がインフラ設計・構築を行った場合、ASPの仕様確認や調整に多大な時間を要するほか、環境構築後の不具合発生時における責任分解(問題の切り分け)が困難となる恐れがある。</p> <p>このため、作業の確実な履行と遅延防止の観点から、生活保護システム事業者と同一の者を契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
4	情報基盤整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワークUPSバッテリー取替修繕(その2)	令和8年2月5日	5,314,100	NECネットエスアイ株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号タイムスビル7階	第167条の2 第1項第2号	<p>本修繕は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの中継局・市町村役場に設置しているUPSバッテリーの取替修繕を行うものである。</p> <p>本修繕は、UPSバッテリー取替後における動作確認や遠隔監視での確認等を行うため、当該機器の整備及びネットワークの維持管理に従事しているものしか対応できないことから、当該機器に係る整備及び維持管理を行っている左の事業者を契約の相手方として選定した。</p>	特命随意契約

企画部における随意契約の実績 (令和7年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運転監視業務委託	令和8年2月6日	19,800,000	NECネットエスアイ株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号タイムスビル7階	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、県と市町村を結び、各種行政情報システムを支える重要な通信基盤である沖縄県総合行政情報通信ネットワークの県庁局常駐運転監視(定時中)及び遠隔監視(時間外、祝祭日)を行うものである。</p> <p>本ネットワークは、複雑なネットワーク構成を有することや、障害発生時には迅速な対応が求められることから、本ネットワークのシステム構成および設定等に関する専門的知識を有する者以外では対応ができない。</p> <p>そのため、本ネットワークの維持管理を行える事業者である左の事業者を契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
6	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク保守点検業務委託	令和8年2月7日	35,750,000	NECネットエスアイ株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号タイムスビル7階	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの保守点検業務を行うものである。</p> <p>本ネットワークは、防災無線及び行政情報システムを伝送するもので、有線回線、無線回線、衛星回線を有する専用ネットワークを構築しており、業務の実施にあたっては、本ネットワークのシステム構成および設定等の専門的知識を有する者以外では対応ができない。</p> <p>そのため、本ネットワークの維持管理を行える事業者である左の事業者を契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部における随意契約の実績 (令和7年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
7	情報基盤 整備課	沖縄県総合行政情報通信業 ネットワークIP 通信システム 運用業務委託	令和8年2 月8日	15,345,000	NECネットエスアイ株式 会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁 目2番2号タイムビル7 階	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、沖縄県総合行政情報通信ネットワークのIP通信システムについて、システムログの取得による状態管理や障害対応等により、システムの安定運用を図るものである。</p> <p>本ネットワークは複雑なネットワーク構成を有することや、障害発生時には迅速な対応が求められることから、本ネットワークのシステム構成および設定等に関する専門的知識を有する者以外では対応ができない。</p> <p>そのため、本ネットワークの維持管理を行える事業者である左の事業者を契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
8	情報基盤 整備課	沖縄～南大東 間海底ケーブル 等の設備保 守業務	令和8年2 月9日	65,590,800	NTT西日本株式会社 沖 縄支店	沖縄県浦添市城間四丁 目35番1号	第167条の2 第1項第2号	<p>沖縄県と南大東島間を結ぶ海底光ケーブル及びそれに付随する設備等は、一部の県単独財産を除きNTT西日本との共有財産として整備した財産である。</p> <p>NTT西日本は、当該共有財産を使用し、大東地区において基礎的電気通信役務を提供していることから、その保守は電気通信事業法で定める基準により、NTT西日本の保守体制のもと実施する必要があるため左の事業者を契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約
9	情報基盤 整備課	LoGoチャット サービス利用 契約	令和8年2 月11日	19,359,648	株式会社ラクセスイ ン	沖縄県沖縄市八重島1丁 目2-18	第167条の2 第1項第2号	<p>LoGoチャットは、LGWAN-ASPで提供されるチャットサービスであるが、当該サービスの取扱は都道府県毎に1社のみの取扱となっていることから左の事業者を契約の相手方として選定した。</p>	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部における随意契約の実績 (令和7年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
10	情報基盤 整備課	CORAL基幹シ ステム管理業 務	令和8年2 月12日	30,804,620	沖縄県行政ネットワーク 運用保守業務コンソー シアム幹事企業 ①一般財団法人 沖縄IT イノベーション戦略セン ター ②株式会社 セキュアイ ノベーション	①沖縄県那覇市旭町112 番地1 金秀ビル東館2 階 ②沖縄県那覇市上之屋1 丁目18-36 映像セン タービル3F	第167条の2 第1項第2号	CORAL基幹システムは、各種行政業務シ ステムの基盤となっており、本システムに障害等 が発生した場合には行政サービスに致命的な 影響を与えることから、本システムの安定稼働 は必要不可欠なものである。 受託事業者は基幹サーバ等の機器のみなら ず、本庁舎から各出先機関等まで含めた約 250機関に設置されたネットワーク機器の特性 及び設定情報等を熟知し、LGWAN等の他ネッ トワークとの接続や各部局のシステム等につ いても把握している必要がある。 また、本システムは24時間365日の常時稼働 が前提となっており、障害発生時等において迅 速な復旧対応を行う必要がある。そのため、本 システム全体の構成や設定等を把握し、障害 発生時において迅速な対応及び復旧を行う体 制を有している左の事業者を契約の相手方と して選定した。	特命随意 契約 長期継続 契約
11	情報基盤 整備課	生成AIサービ ス利用契約	令和8年2 月13日	9,944,000	株式会社エクサウィザー ズ	東京都港区芝浦4丁目2 -8 住友不動産三田 ファーストビル5階	第167条の2 第1項第2号	本業務は、令和7年度に公募型プロポーザル 方式で導入した生成AIサービスの継続利用で ある。 左の事業者の生成AIサービスはLGWAN- ASP環境下でのマルチモーダル機能の要件を 満たし、他社にない無制限プランにより上限 到達後も実用的な精度で全庁的な利用が可能 なという経済的メリットを有している。全庁 的なAI活用の継続性を担保し、事業を効率的 かつ効果的に推進するためには継続利用が不 可欠であることから、契約の相手方として選 定した。	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部における随意契約の実績 (令和7年度4/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	情報基盤 整備課	中南部地区等 沖縄県出先機 関におけるLAN 機器等賃貸借 (再リース)	令和8年2 月14日	1,811,040	株式会社 コンピュータ 沖縄	沖縄県浦添市伊祖4丁目 8番2号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、中南部地区の出先機関が CORAL21ネットワークに接続するために必要 な機器の賃貸借契約である。本賃貸借契約は 令和8年3月に契約が終了したが、庁内ネット ワーク全体への影響が大きい他の機器更改等 が先行したため、先行業務の安定運用確認後 に出先機関の機器更新を行うこととした。機器 更改までの間の出先機関のネットワーク環境 を確保するため、左の事業者と再リース契約を おこなった。	特命随意 契約 長期継続 契約
13	情報基盤 整備課	沖縄県ホーム ページ管理シ ステム保守業 務	令和8年2 月15日	2,694,120	フューチャーイン/プライ ム・アイ共同企業体 ①株式会社フューチャー イン ②株式会社プライム・ア イ	①愛知県名古屋市中村 区平池町4-60-12 グローバルゲート25F ②東京都港区三田3-5 -27 住友不動産東京 三田サウスタワー6階	第167条の2 第1項第2号	本業務は、本県公式ホームページの管理シ ステム保守業務である。 構築事業者以外の者が本業務を履行する と、障害等発生時における責任の所在等が不 明確となり、運用に著しい支障をきたす恐れが あるため、左の事業者を契約の相手方として 選定した。	特命随意 契約 長期継続 契約
14	情報基盤 整備課	県有施設 FreeWi-Fi保守 管理業務委託	令和8年2 月16日	2,255,000	OTNet株式会社	沖縄県那覇市松山1-2 -1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、県有施設に設置されたFreeWi-Fi の安定的な接続サービスを提供するための保 守管理業務であり、障害発生時における迅速 な原因切り分けや復旧対応、セキュリティの観 点から回線提供者以外の者が当該業務を履 行することは困難なため、左の事業者を契約 の相手方として選定した。	特命随意 契約 長期継続 契約

企画部における随意契約の実績 (令和7年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムネットワーク運用管理委託業務	令和8年3月18日	12,161,160	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	ネットワークの管理運用等は、同ネットワークの構築者と同じの者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、ネットワークの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約
16	市町村課	沖縄県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等運用支援委託業務	令和8年3月18日	4,040,520	日本電気株式会社沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号	第167条の2 第1項第2号	システムのメンテナンス等は、同システムの構築者と同じの者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となる恐れがあるため、システムの構築者である左記事業者を契約相手方とした。	長期継続 契約・特命 随意契約
17	市町村課 (選管)	第51回衆議院議員総選挙、第27回最高裁判所国民審査にかかる投票用紙印刷	令和8年2月22日	15,400,000	沖縄高速印刷株式会社 代表取締役 久場篤彦	沖縄県南風原町字兼城 577	第167条の2 第1項第5号	衆議院の解散により、短期間で正確な作業を行う必要があるため、実績がある事業者から見積価格を比較した上選定した。	
18	市町村課 (選管)	第51回衆議院議員総選挙、第27回最高裁判所国民審査にかかる市町村配布様式の印刷(不在者投票用外封筒等)	令和8年2月23日	4,863,584	沖縄高速印刷株式会社 代表取締役 久場篤彦	沖縄県南風原町字兼城 577	第167条の2 第1項第5号	衆議院の解散により、短期間で正確な作業を行う必要があるため、実績がある事業者から見積価格を比較した上選定した。	
19	市町村課 (選管)	第51回衆議院議員総選挙にかかる公報の印刷(比例代表)	令和8年2月24日	11,769,571	株式会社 池宮商会 代 表取締役 池宮城 拓	沖縄県那覇市久茂地2丁目4番23号	第167条の2 第1項第5号	衆議院の解散により、短期間で正確な作業を行う必要があるため、実績がある事業者から見積価格を比較した上選定した。	

企画部における随意契約の実績 (令和7年度4／四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	市町村課 (選管)	第27回最高裁判所国民審査にかか る公報の印刷	令和8年2月25日	4,998,037	株式会社近代美術 代表取締役 小井土恵美	沖縄県南風原町字兼城206番地	第167条の2第1項第5号	衆議院の解散により、短期間で正確な作業を行う必要があるため、実績がある事業者から見積価格を比較した上選定した。	
21	市町村課 (選管)	第51回衆議院議員総選挙にかか る公報(小選挙区)の印刷	令和8年2月26日	5,159,264	(有)サン印刷 代表取締役 宮城 剛	沖縄県南風原町兼城577	第167条の2第1項第5号	衆議院の解散により、短期間で正確な作業を行う必要があるため、実績がある事業者から見積価格を比較した上選定した。	
22	市町村課 (選管)	第51回衆議院議員総選挙における候補者及び候補者届出政党に交付する証紙類	令和8年2月27日	2,337,527	(株)ぺんぎん 代表取締役	沖縄県那覇市銘苅1丁目11番9号	第167条の2第1項第5号	選挙実施するにあたり、緊急で物資の調達が必要のため。	特命随意契約
23	市町村課 (選管)	第51回衆議院議員総選挙啓発事業業務委託	令和8年2月28日	9,900,000	沖縄広告株式会社 代表取締役社長 加藤久典	沖縄県那覇市天久2丁目7番7号	第167条の2第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を審査会において審査したところ、最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
24	市町村課 (選管)	視覚障害者用「衆議院議員選挙のお知らせ」の購入	令和8年3月1日	7,160,766	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 理事長 竹下 義樹	東京都新宿区西早稲田2-18-2	第167条の2第1項第2号	本事業者のみ取り扱っているため。	特命随意契約